宮子町・稲荷町内の一部地域における濁り水による減免について

- 1. 濁り水の状況
- (1) 濁水発生日時 令和5年6月19日(月) 午後3時00分頃
- (2) 濁水発生地域 宮子町・稲荷町内の一部地域
- (3) 濁 水 原 因 消火活動の影響による
- (4)対 応 付近消火栓での捨水作業及び応急給水対応
- 2. 減免対応について
- 【対 象 地 域】宮子町・稲荷町地内の一部地域(別紙のとおり)
- 【減 免 水 量】放水相当量の2㎡を減免
- 【減 免 対 象】令和5年7月検針分の使用水量から減免 上下水道使用量のお知らせ(検針票)には、濁り水が減免されていない使 用水量と請求金額が記載されていますが、請求時に 2 ㎡減免して請求さ せていただきます。
- 【減 免 方 法】減免には申請が必要です。対象地域内で濁り水がきれいになるまで放水 していただいた方は、7月28日までに上下水道局総務課料金係宛に申 請くださるようお願いします。
 - ※ 対象地域外にお住まいの方でも濁り水の影響があった場合には、上下水 道局総務課料金係(0270-30-1272)まで連絡をお願いします。

R5.6.19宮子町・稲荷町地内消火活動に伴い濁水が発生したと思われる想定範囲

